

大学等における修学の支援に関する法律案(仮称)の概要

趣旨

<日切れ扱い>

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うことにより、その修学に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②日本学生支援機構（JASSO）が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。

I. 授業料等減免制度の創設

(1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。

※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）

(2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。

(3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。

(参考) 支援の対象となるための要件（省令で規定）

- ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- ・外部人材の理事への複数任命 ・適正な成績管理の実施・公表 ・法令に則った財務・経営情報の開示
- ・経営に問題のある大学等でないこと

(4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。

| 学校種 | 交付金の交付・要件確認を行う者 |
|---------|---------------------------|
| 国立大学・高専 | 国（設置者） |
| 私立大学・高専 | 国（所轄庁） |
| 公立大学・高専 | 都道府県・市町村（設置者） |
| 私立専門学校 | 都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担） |

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

(1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法（JASSO法）の定めるところによる。

(2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）（JASSO法改正）

(3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助（同上）

III. その他

(1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）。

(2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。

IV. 施行日

- 平成32年4月1日を予定。法施行に必要な準備行為は公布日。

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事（仮称）の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

概要

1. 学校教育法の一部改正

- ① 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け
- ② 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求 等

2. 国立大学法人法の一部改正

- ① 国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を統合して国立大学法人東海国立大学機構（仮称）を創設、同機構が岐阜大学と名古屋大学を設置
- ② 国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事（仮称）を設置できることとすること
- ③ 理事数が4人以上の国立大学法人は、理事に学外者を複数含めるものとする
- ④ 国立大学法人評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請すること 等

3. 私立学校法の一部改正

- ① 大学を設置する学校法人は、1. の認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成するものとする
- ② 大学を設置する学校法人は、財務書類等を公表するものとする
- ③ 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備 等

4. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加
- ② 2. ④の要請があったときは、1. の認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うこと 等

施行期日

平成32年4月1日（ただし、2. のうち国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学の統合に係る準備行為等及び4. ①に係る規定は、公布日）